

**必要な事項**

- ・住宅地、事業所用地及び駐車場用地としての用途目的での売却となります。
- ・土地、構造物等及び建物は、現状有姿での売却となります。
- ・申込時に行政区長の同意書が必要となります。
- ・契約後に契約不適合責任が判明しても、市は責任を負わないこととします。
- ・嘉麻市普通財産売払決定通知書が届いてから 14 日以内に契約していただきます。
- ・契約の際に、土地代金の 1 割に相当する金額を契約保証金として納付していただきます。
- ・契約締結の日から 30 日以内に土地代金を一括して納入していただきます。
- ・土地代金納入後、所有権移転登記に関する手続きは嘉麻市が行います。
- ・所有権移転登記に必要な登録免許税は、購入者の負担になります。
- ・不明な点は、嘉麻市役所 本庁舎 4 階 管財課 管財係 Tel 0948-42-7419 までお問い合わせください。